

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

港南区役所に窓口番号表示システムの設置及び行政情報・広告モニターに広告を掲出する事業者様を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	港南区役所窓口番号表示システム、行政情報・広告モニター設置の募集について
内 容	<p>【窓口番号表示システム、行政情報・広告モニター】 港南区総合庁舎 2 階戸籍課「証明発行窓口」及び「お渡し窓口」付近にお客さま呼び出し用の番号表示システム 2 種類（2 台）及び行政情報と広告が放映できるモニター（2 台）を設置していただく事業です。</p> <p>【行政情報・広告モニター】 港南区総合庁舎 1、2、4 階エレベータ前に行政情報と広告が放映できるモニターを 1 台ずつ設置していただく事業です。</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
施設所在地（場所）	横浜市港南区港南四丁目 2-10
施設の利用者数・利用者層	<p>【窓口番号表示システム、行政情報・広告モニター】 2 階戸籍課窓口への来庁者は住民票や戸籍証明等の証明書類の発行、住民異動や、マイナンバーカード受取りなどで区庁舎へ来庁された方で、老若男女を問わず区役所の中で最も来庁者が多い窓口で、土曜開庁日（第 2・第 4 土曜日の午前中）にも業務を行っており来庁者は年間約 35,000 人程度です。</p> <p>【行政情報・広告モニター】 1 階（区民ホール、総合案内）、2 階（戸籍課、保険年金課の窓口）、4 階（高齢・障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課の窓口）は多くのお客様が各種手続き・相談のために来庁するフロアです。設置場所は、戸籍課窓口のほか、それらのフロアのエレベータ前なので、エレベータを待っているお客様が集まる所です。区庁舎への年間の来庁者は 120,000 人程度です。</p>
窓口番号表示システム 設置場所	<p>【窓口番号表示システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階戸籍課 2 番証明発行窓口の上 ・ 2 階戸籍課 21 番・22 番の間のお渡し窓口の上
窓口番号表示システム の条件	<p>○番号表示システムと行政情報・広告モニターは別設置とします。</p> <p>○お呼び出し用番号表示システムは「証明発行窓口」及び「お渡し窓口」のそれぞれに設置するものとします。</p> <p>○戸籍課窓口に天井吊り下げで設置するものとします。</p> <p>○番号表示システムと行政情報・広告モニターのサイズは 16:9 のワイド画面で 42 インチ以内とします。</p> <p>○床から番号表示版下部まで十分な空間を確保してください。</p> <p>○一度に表示できる番号は 10 個程度表示できるものとし、番号表示にあわせてお客様を音声で呼び出す機能を持つものとします。</p> <p>○「証明発行窓口」及び「お渡し窓口」それぞれに対応したモニターには、呼び出した番号を表示するものとし、不在であった番号を表示し続けるようにしてください。</p> <p>○呼び出し操作のバーコードリーダーは常時 2 台で稼働できるようにしてください。</p> <p>○操作説明書を作成の上、事前に戸籍課への説明を行ってください。</p> <p>○バーコードリーダーやクリアファイル等の備品については、戸籍課との調整の上、予備も含め適宜必要数を納品・補充してください。</p> <p>○広告掲出期間終了後は原状復帰をしていただきます。</p>

広告設置場所	【行政情報・広告モニター】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階エレベータホール横の壁面 ・ 2階エレベータホール横の壁面 ・ 4階エレベータホール横の壁面 ・ 2階戸籍課 2番証明発行窓口の上 ・ 2階戸籍課 21番・22番の間のお渡し窓口の上
広告掲出可能スペース	縦 960mm×横 560mm 程度
広告掲出期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間） ※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和3年10月20日（水）～令和3年11月2日（火）
提案内容評価	令和3年11月9日（火） 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和3年11月中旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和3年11月2日（火）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
広告企画書記載事項	(1) 市に支払う広告料（年額） (2) 掲出期間における収支計画 (3) 窓口番号表示システムの仕様・管理用PCの仕様・操作方法等 (4) 行政情報・広告モニターの仕様、施工方法等 (5) 行政情報・広告モニターの番組構成のバランス、運用の弾力性 (6) 導入時・導入後のフォロー (7) 維持管理方法 (8) 緊急時対応の考え方

■ 選定手続

評価項目・評価基準	(1) 市に支払う広告料（年額） 市にとって十分な財源確保効果があるか。 (2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。 (3) 窓口番号表示システムの仕様・管理用PCの仕様・操作方法等 掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造となっており、安全性が担保されているか。また、操作しやすいか。 (4) 行政情報・広告モニターの仕様、施工方法等 掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造となっており、安全性が担保されているか。 (5) 行政情報・広告モニターの番組構成のバランス、運用の弾力性 行政情報枠・広告枠の放映時間について、大幅な偏りがないか、また、ケースバイケースで柔軟に対応できるか。
-----------	---

	<p>(6) 導入時・導入後のフォロー 機器導入時及び導入後のフォローや問い合わせに対応できる体制が整えられているか。</p> <p>(7) 維持管理方法 掲出期間中、適切な維持管理により、安全性が担保されているか。</p> <p>(8) 緊急時対応の考え方 万が一広告看板が破損し、若しくは倒壊し、又はそのおそれがある場合に、適切な対応により安全性が担保できるか。</p>
評価方法	<p>○港南区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p>

■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p> <p>○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 ・ 音声を伴うもの</p>
広告の制作等	<p>○20 営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
財産の使用許可	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（表示面積×1,000円/㎡を想定していますが、奥行きにより変動する可能性があります。）をお支払いいただく必要があります。</p> <p>○電気料金については、使用者に実費負担していただきます。</p>
その他	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

■ 申込み・お問合わせ先

担当課名	横浜市港南区総務課予算調整係
所在地	横浜市港南区港南4-2-10
TEL/FAX	TEL 045-847-8307 /FAX 045-841-7030
Eメール	e-mail kn-yosan@city.yokohama.jp

■地図

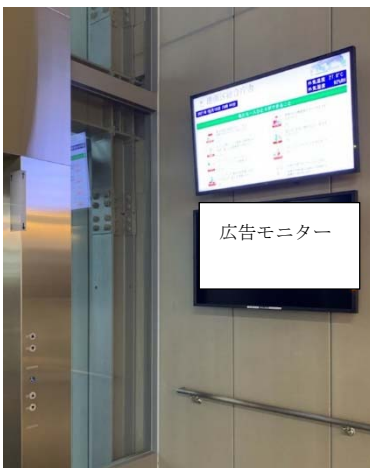


■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

【窓口番号表示板 行政情報・広告モニター】区役所2階



【行政情報・広告モニター】区役所1階、2階、4階エレベータホール横
(設置予定場所の上には、区役所で設置した環境モニターが設置されています。)



1階



2階



4階

広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	港南区役所窓口番号表示システム、行政情報・広告モニター設置		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）